

## 米国の関税措置に係る説明会傍聴要領

### 1 趣旨

この要領は、米国の関税措置に係る説明会（以下「説明会」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

### 2 傍聴者の入場

- (1) 傍聴希望者は、説明会の当日、開会予定時刻の30分前までに、受付で傍聴申出書に必要事項を記入すること。
- (2) 会場の都合上、傍聴定員は5名とする。
- (3) 開会予定時刻の30分前の時点で傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。
- (4) 開会予定時刻の30分前の時点で傍聴希望者が定員を超えない場合は、開会予定時刻まで先着順で傍聴を認める。
- (5) 傍聴が確定した者は、事務局が交付する傍聴証（別記様式）を必ず携帯すること。

### 3 入場の禁止

次の各号の一に該当する者は、入場してはならない。

- (1) 銃器、刃物、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) 拡声器、無線機の類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、説明会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者

### 4 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、説明会の運営を補佐する職員の指示に従い、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 異様な服装をしないこと。
- (3) 喫煙をしないこと。
- (4) 説明会の言論に批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (5) 私語、談笑、拍手等説明会を妨害するような行為をしないこと。
- (6) 許可を受けないで撮影、録音等をしないこと。
- (7) その他会場の秩序を乱すような言動をしないこと。

5 退場命令

説明会を主宰する者は、傍聴者がこの規則に違反したときは、その者に退場を命ずることができる。

6 その他

この要領に定めるもののほか、傍聴に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年8月8日から施行する。

(別記)

No.

傍 聴 券

日 時 令和 年 月 日 ( ) 時～ 時

場 所

傍聴者 氏名

住所

※ 本券は当日限り有効です。また、本券は必ず携帯してください。

兵庫県産業労働部総務課